

令和3年度第2回箕面市廃棄物減量等推進審議会 次第

日時：令4年(2022年) 2月22日(火)

午前10時30分～

場所：箕面市役所 本館2階 特別会議室

- 1 令和4年度箕面市一般廃棄物処理実施計画について 【案件1】

- 2 箕面市食品ロス削減推進計画（素案）に対する答申案について 【案件2】

- 3 箕面市一般廃棄物処理手数料の一部見直しについて 【案件3】

- 4 その他

令和 4 年度一般廃棄物処理実施計画について

1. 一般廃棄物の排出及び資源化状況

令和 4 年度計画値について以下に示す。

項目	令和 4 年度 計画値	令和 3 年度 実績(見込) [*]	令和 9 年度 目標値	
減量・資源化率 [%]	(B+D)/C	34.1%	32.5%	34.1~39.5%
総ごみ排出量 [g/人日]	A	884.9	906.0	866.4~816.5
家庭ごみ処理量 [g/人日]		516.0	542.3	516.0~464.5
集団回収量 [g/人日]	B ₁	56.5	63.2	38.0~ 52.3
事業系ごみ排出量 [g/人日]		312.5	300.5	312.5~299.6
集団回収以外資源化量 [g/人日]	B ₂	(51.4)	(47.3)	(51.4)
資源化量 [g/人日]	B=B ₁ +B ₂	(107.8)	(110.5)	(89.4~103.7)
再生利用率 [%]	B/A	12.2%	12.2%	10.3~12.7%
総ごみ基準値 [g/人日]	C	(1,178.3)	(1,178.3)	(1,178.3)
排出抑制量 [g/人日]	D=C-A	(293.4)	(272.3)	(311.9~361.8)

^{*}令和 3 年度実績(見込)は、令和 3 年 1 月~12 月の実績値を示す(端数の関係により合計値が一致しない場合がある)

2. 減量・資源化へ向けた取組

一般廃棄物処理基本計画に定める事項(廃棄物処理法第 6 条第 2 項)の取組状況と令和 4 年度実施計画は次のとおり。 ※【継続】は前年度等より継続して実施する取組、【新規】は当該年度より実施する取組を示す

項目	令和 4 年度取組 (実施計画)	【参考】令和 3 年度取組状況
一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み【6 条第 2 項第 1 号】	【継続】 各種ごみ発生量の変化の把握 ※新型コロナウイルス感染症の影響による排出量の変化を注視	【継続】 各種ごみ発生量の変化の把握 ※新型コロナウイルス感染症の影響による排出量の変化を注視
一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項【6 条第 2 項第 2 号】	◆家庭ごみ 【継続】 燃えるごみ専用袋無料配付の経済的手法 【継続】 箕面くらしナビ(スマホ用アプリ)による排出方法等の啓発・周知 【継続】 不法投棄防止活動(監視カメラ設置・パトロール等) 【新規】 食品ロス削減推進計画による取組	◆家庭ごみ 【継続】 燃えるごみ専用袋無料配付の経済的手法 【継続】 箕面くらしナビ(スマホ用アプリ)による排出方法等の啓発・周知 【継続】 不法投棄防止活動(監視カメラ設置・パトロール等) 【継続】 ゆずる堆肥販売 【新規】 食品ロス削減推進計画の策定 ※審議会による諮問・答申及びパブリックコメントの実施
分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分【6 条第 2 項第 3 号】	【継続】 5 種 7 品目分別収集の徹底 【継続】 分別排出ルールとマナーの啓発指導 【継続】 集団回収団体数の増加・利用促進 【継続】 各種リサイクル法の遵守と徹底 【新規】 燃えるごみ収集業務委託の拡大	【継続】 5 種 7 品目分別収集の徹底 【継続】 分別排出ルールとマナーの啓発指導 【継続】 集団回収団体数の増加・利用促進 【継続】 各種リサイクル法の遵守と徹底
一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項【6 条第 2 項第 4 号】	【継続】 環境測定の定期実施(適正値の維持) 【継続】 処理設備の計画的整備(長期包括運営委託) 【新規】 ごみ受入・計量業務の委託化への取組	【継続】 環境測定の定期実施(適正値の維持) 【継続】 処理設備の計画的整備(長期包括運営委託)
一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項【6 条第 2 項第 5 号】	【継続】環境クリーンセンターの大規模工事(施設の長寿命化及び発電能力向上、CO ₂ 排出量の削減)の効果確認 【継続】止々呂美残灰処理場の維持管理(長期包括運営委託)	【新規】環境クリーンセンターの大規模工事(施設の長寿命化及び発電能力向上、CO ₂ 排出量の削減)の効果確認 【継続】止々呂美残灰処理場の維持管理(長期包括運営委託)
その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項	【継続】災害廃棄物処理計画に基づく資材管理、収集委託業者・庁内関連部署との情報共有等 【新規】ごみ処理手数料見直しへの取組	【新規】災害廃棄物処理計画に基づく資材管理、収集委託業者・庁内関連部署との情報共有等

(案)

令和 年 (2022 年) 月 日

箕面市長
上 島 一 彦 様

箕面市一般廃棄物減量等推進審議会
会 長 三 輪 信 哉

箕面市食品ロス削減推進計画 (素案) について (答申)

令和 3 年 (2021 年) 12 月 10 日付け箕市整第 101 号をもって当審議会に諮問された箕面市食品ロス削減推進計画 (素案) について、下記の事項について留意いただくよう答申します。

記

1. 意見交換の場の創出について

市民、事業者及び行政が良好な連携を築き上げることをめざし、食品ロス削減について市民、事業者が気軽に意見交換できる場の創出に努められたい。

2. 市民及び事業者への啓発等について

(1) 箕面市独自のパートナーシップ制度

箕面市民が市内店舗の情報を入手しやすいよう箕面市独自のパートナーシップ制度の創設を検討されたい。

(2) 災害用備蓄食品の取扱い

家庭での食品廃棄につながりやすい災害用備蓄食品の取扱いにかかる啓発について計画への記載を検討されたい。

(3) 子どもたちへの啓発

食品ロスについて子どもたちが主体的に取り組めるように、児童・生徒が食品ロスについて学べる機会を設けられたい。

(4) 具体的かつ身近な場での消費者への啓発

本計画に基づき啓発事業を展開する際は、次の点に留意されたい。

- ・指標等における食品ロス量の具体的な表現による周知
- ・スーパーマーケット等の身近な場所で、実際に買い物をする人をターゲットとした「てまえどり」や「食品ロス削減月間」等の取組内容の掲示と周知

3. 飲食店の“持ち帰り”の取組の支援について

食品衛生上の注意点、責任の所在等を消費者に明示し、事業者の過負担とならないよう配慮するとともに、テイクアウトの手法（持ち帰り可能なメニューの限定、持ち帰り容器の販売等）を参考にするなど、事業者・消費者が共に取り組みやすい支援に努められたい。

4. フードバンク活動の支援について

フードバンク活動について具体的な活動内容を啓発するとともに、消費者が食品を寄付しやすいよう身近な場所でのフードドライブ実施支援に努められたい。

5. 食品ロス量の実態把握について

適切な時期にごみの組成分析を行い、箕面市の食品ロス量の実態把握に努められたい。

箕面市食品ロス削減推進計画(素案)に対する意見集約**■計画に対する意見（3件）**

- ①企業からの質問や意見などをフランクに交換できる場があれば良いと感じた。こうした取組が、市民や事業者、行政との良い連携、協力を生み出すと思います。
- ②大阪府の「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」は大阪府内全体の店舗が掲載され、箕面市内の店舗が現れにくい。市民レベルでキャッチしやすいよう箕面市独自のパートナーシップ制度を策定し、市のホームページに掲載してはどうでしょうか。
- ③備蓄食料の管理については触れていないので、計画書で備蓄食料の扱い等を記載することが大事ではないでしょうか。

■事業実施に対する意見（18件）**○啓発手法に関するもの（内、8件）****【指標等について】**

- ④指標の数値だけでは実感がないので、具体的な量(トラック〇台分とかリンゴ〇個分等)が示されるとわかりやすいと思います。
- ⑤一人あたりの一日の食品ロスの量について、家庭ごみは事業系ごみの約2倍となっている。このような数値を市民に見せた方が意識改革に繋がると思います。
- ⑥食品ロスの基準値と目標値について、事業系ごみは企業で目標を設定し、それに対する施策に取り組むことで目標達成がしやすい。家庭系ごみは、消費者の生活スタイルを変えていくため、啓発活動で変化をうかがう必要があると思います。

【身近な啓発について】

- ⑦生活環境の変化により、「てまえどり」なども考えるようになり、もっと大々的にスーパーなどで掲示すると良い。コロナ時のラーメン屋さんが「黙食」と掲示を掲げたように、皆の目に触れるような場所に掲示していくことも必要と思います。
- ⑧買い物をするとき、習慣から過剰購入しがちであり、意識付けができる啓発方法を考えてもらえればと思います。
- ⑨「食品ロス削減月間」の存在も知らなかった。スーパー等身近な場所で掲示による啓発を促せればと思います。

【その他】

- ⑩飲食店において、持ち帰りができないことが「一般的」と考えられているので、「持

ち帰ることができる」を啓発してほしいです。

- ⑪食品ロスについて、児童、生徒が主体的に取り組めるよう、学校教育(家庭科や総合学習)で学べるようになると良いと思います。

○啓発以外に関するもの（内、10件）

【持ち帰り支援について】

- ⑫食材の「お持ち帰り」は、以前、店舗より断られた。衛生面からと思われるが、管理を徹底し持ち帰り可能なものを告示してくれば良いのではと思う。併せて保存方法も告示すれば消費者が長持ちさせようと意識すると思います。
- ⑬持ち帰りへの支援について、食品衛生上の責任の所在や法的な課題について配慮し、啓発すべきと思います。
- ⑭「お持ち帰り」協力店舗への説明は、その法律も含めて伝えるべきだと思います。
- ⑮テイクアウトの手法を参考に持ち帰り可能な商品を選定しておくなどの工夫があり得ます。

【フードバンクについて】

- ⑯フードドライブについて消費者が、食品を寄付しやすい身近な所に作ってほしいと思います。
- ⑰フードバンクの活動自体を知らない人も多いと思う。具体的な活動内容の啓発に努めてほしいと思います。

【その他】

- ⑱食品ロス削減にも限界があるのでは。これ以上削減できないこともあり得るので、実態把握が必要と思います。
- ⑲箕面市の目標値は大阪府のデータを適用しているが、産業構造が異なるため、いつかの時点で詳細なごみの組成分析が必要と思います。
- ⑳企業側が余った食材を再生資源として動物の餌等に加工し、ペットショップ等で販売してはどうでしょうか。
- ㉑コロナ禍では、外食をせず家で食事する人の増に連れ家庭ごみは増加。食品ロス問題もお願いだけでは無く、条例や法律で規制することも必要ではないでしょうか。

箕面市一般廃棄物処理手数料の一部見直しについて

1. 見直しの目的

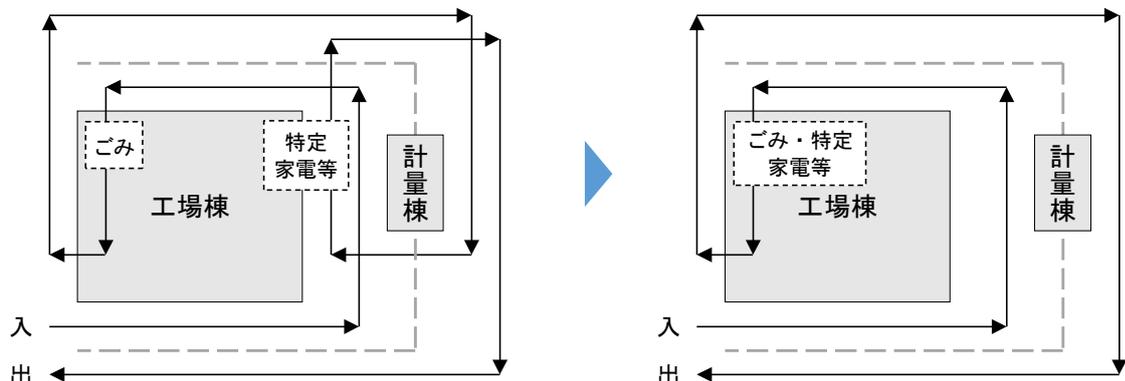
環境クリーンセンターへのごみ搬入時の動線改善や処理困難物への対応に加え、市民サービス向上を図るために、次の2つの視点でごみ処理手数料等を見直す。

- (1) ごみ受入・処理業務の委託化に向けた整理
- (2) 市民ニーズへの対応

2. 見直し内容

(1) ごみ受入・処理業務の委託化に向けた整理 (令和4年10月より)

項目	見直し内容	
手数料の総額表示への統一	見直し前	ごみ処理手数料の一部が税別
	見直し後	税込に統一 (支払金額に影響なし)
	理由	市民持込手数料をわかりやすい総額表示にする
冷蔵庫/冷凍庫のサイズ区分の整理	見直し前	サイズ区分：(小)250L 未満/(大)250L 以上
	見直し後	サイズ区分：(小)170L 以下/(大)170L 超
	理由	家電リサイクル券の料金区分に合わせ、わかりやすくする。
動物の死体・特定家電搬入時の動線改善	見直し前	個別手数料(重量は考慮しない)(動物 1,050 円, 家電[小]2,100 円, [大]3,150 円)
	見直し後	重量手数料+個別手数料(動物 990 円, 家電[小]1,910 円, [大]2,770 円) (現行の個別手数料から、重量手数料相当分を差し引いた個別手数料を設定することで、支払金額に大きな影響がないようにする。)
	理由	搬入時の動線を改善し安全を確保する。(下図参照)
処理困難物(スプリングマットレス)の処理	見直し前	重量手数料のみ
	見直し後	重量手数料+個別手数料(2,080 円/枚) 臨時収集の場合 3,340 円/枚
	理由	処理経費を適正回収するとともに、販売店等への引渡しへ誘導する。



見直し前
(特定家電等は重量によらない手数料のため、動線が複雑かつ危険)

見直し後
(特定家電等の重量もごみとあわせて算入するため、動線が単純・安全に)

環境クリーンセンター搬入動線の改善

(2) 市民ニーズへの対応

項目	見直し内容	
動物の個別火葬への対応 (令和4年10月より)	見直し前	設定なし(合同火葬のみ)
	見直し後	重量手数料+個別火葬料(8,410円/体) 臨時収集の場合9,520円/体
	理由	現在は1度の焼却で数体を同時火葬するため、収骨時には他の動物の細かい骨が混じる可能性がある。個別収骨に対するニーズが高まったことから新たに「動物の個別火葬」にも対応する。
ごみ搬入の予約制導入 (令和4年10月より)	見直し前	予約不要
	見直し後	事前予約が必要(PC、スマートフォン、電話で受付)
	理由	環境クリーンセンターへのごみの搬入は、最長で2~3時間待ちとなる場合があるため混雑緩和を図る。
環境クリーンセンター受入曜日の拡大 (令和5年4月より)	見直し前	火~土曜日(祝日含む)
	見直し後	月~土曜日(祝日含む)
	理由	月曜日は祝日が多いことや、土・日の片づけごみを月曜日に持ち込みたい需要があることから、令和5年4月からのごみ受入・処理業務の委託化に合わせ、受入曜日を拡大する。
小型家電民間宅配回収の推進 (令和4年4月予定)	見直し前	基本的に不燃ごみや大型ごみとして排出。宅配便を利用した民間回収サービスの利用も可能だが、市として積極的な広報はできていない。
	見直し後	民間宅配回収サービスを展開している事業者と提携することで、小型家電リサイクルの宅配回収を推進する。
	理由	宅配便を利用して自宅から手軽に小型家電、パソコン等の回収が可能であることから、利便性が向上するとともにリサイクル推進に資することができる。